



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1042	随意契約の相手方の決定	(薬務課).....	1
1043	地方卸売市場の認定	(食品流通課).....	2
1044	〃	( 〃 ).....	2
1045	〃	( 〃 ).....	3
1046	〃	( 〃 ).....	3
1047	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
1048	〃	( 〃 ).....	4
1049	〃	( 〃 ).....	4
1050	〃	( 〃 ).....	5
1051	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	5
1052	昭和33年和歌山県告示第221号(海岸保全区域の指定)の一部改正	( 〃 ).....	6

### ○ 選挙管理委員会告示

29	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	7
30	政治団体の解散の届出	.....	8
31	政治団体の設立の届出	.....	8

### ○ 公告

和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者の募集	(県民生活課).....	8
入札公告	(総務事務集中課).....	11
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブにおける指定管理者の募集	(教育委員会).....	14

## 告 示

### 和歌山県告示第1042号

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について(令和2年3月13日付け事務連絡、厚生労働省医政局経済課外連名通知)別添1に示された手指消毒用エタノールの優先供給スキームに基づく手指消毒用エタノールの購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
消毒用エタノール ヒビスコールSH 1L 11,877本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県福祉保健部健康局薬務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サラヤ株式会社  
大阪府大阪市東住吉区湯里二丁目2番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
56,084,928円（うち消費税及び地方消費税の額4,855,838円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の2第1項第5号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

**和歌山県告示第1043号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
  - (1) 名称 有田箕島漁業協同組合
  - (2) 住所 有田市宮崎町2405番地
- 2 地方卸売市場の名称  
有田箕島漁業協同組合地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
  - (1) 位置 有田市宮崎町2405番地
  - (2) 取扱品目 水産物
- 4 認定年月日  
令和2年7月17日

**和歌山県告示第1044号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
  - (1) 名称 湯浅湾漁業協同組合
  - (2) 住所 有田郡湯浅町大字湯浅3029番地
- 2 地方卸売市場の名称  
湯浅湾漁業協同組合地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
  - (1) 位置 有田郡湯浅町大字湯浅3029番地
  - (2) 取扱品目 水産物
- 4 認定年月日  
令和2年7月17日

## 和歌山県告示第1045号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
  - (1) 名称 宇久井漁業協同組合
  - (2) 住所 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井375番地の1
- 2 地方卸売市場の名称  
宇久井漁業協同組合地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
  - (1) 位置 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井375番地の1
  - (2) 取扱品目 水産物
- 4 認定年月日  
令和2年7月17日

## 和歌山県告示第1046号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開設者の名称及び住所
  - (1) 名称 太地町漁業協同組合
  - (2) 住所 東牟婁郡太地町大字太地3167番地7
- 2 地方卸売市場の名称  
太地町漁業協同組合地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
  - (1) 位置 東牟婁郡太地町大字太地3167番地7
  - (2) 取扱品目 水産物
- 4 認定年月日  
令和2年7月17日

## 和歌山県告示第1047号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1048号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1049号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1050号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1051号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 埋立免許出願人
  - (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
  - (2) 名称 白浜町
  - (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2347番地の7
  - (4) 代表者氏名 白浜町長 井澗誠
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2251番6の地先公有水面（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）
  - (2) 区域  
四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点のうち1の地点から19の地点までを順次に結んだ線及び19の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域
    - 1の地点 基点から233度10分46秒 507.67mの地点
    - 2の地点 1の地点から95度02分19秒 27.62mの地点
    - 3の地点 2の地点から96度06分31秒 8.05mの地点
    - 4の地点 3の地点から98度24分01秒 6.09mの地点
    - 5の地点 4の地点から102度34分48秒 6.11mの地点
    - 6の地点 5の地点から107度18分47秒 6.13mの地点
    - 7の地点 6の地点から113度00分53秒 6.08mの地点
    - 8の地点 7の地点から116度04分02秒 3.42mの地点
    - 9の地点 8の地点から118度55分39秒 6.02mの地点

- 10の地点 9の地点から121度03分28秒 6.05mの地点  
11の地点 10の地点から121度56分31秒 40.13mの地点  
12の地点 11の地点から123度31分01秒 6.05mの地点  
13の地点 12の地点から125度09分51秒 6.08mの地点  
14の地点 13の地点から128度58分04秒 6.40mの地点  
15の地点 14の地点から300度55分12秒 36.15mの地点  
16の地点 15の地点から298度30分34秒 38.58mの地点  
17の地点 16の地点から289度17分19秒 10.47mの地点  
18の地点 17の地点から282度38分51秒 8.96mの地点  
19の地点 18の地点から276度44分33秒 35.11mの地点

## (3) 面積

345.06㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2251番3、2251番6及び2271番8の地内並びに2251番3、2251番6及び2271番8の地先公有水面（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）

## (2) 区域

四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点を順次に結んだ線及びチの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 基点から237度33分59秒 507.53mの地点  
ロの地点 イの地点から96度42分23秒 80.49mの地点  
ハの地点 ロの地点から121度59分04秒 112.39mの地点  
ニの地点 ハの地点から145度29分24秒 19.61mの地点  
ホの地点 ニの地点から235度41分40秒 34.33mの地点  
への地点 ホの地点から324度50分25秒 22.42mの地点  
トの地点 への地点から298度49分51秒 86.80mの地点  
チの地点 トの地点から277度41分00秒 74.22mの地点

## (3) 面積

6,772.80㎡

## 4 埋立地の用途

道路施設用地

## 5 公有水面埋立免許年月日

令和2年7月16日

## 和歌山県告示第1052号

昭和33年和歌山県告示第221号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

15 (3) 及び (4) を次のように改める。

## (3) 基点の表示

- 基点1 北緯33度28分15秒8749 東経135度46分54秒2653の地点  
基点2 北緯33度28分15秒9378 東経135度46分53秒8457の地点  
基点3 北緯33度28分16秒2159 東経135度46分54秒4778の地点  
基点4 北緯33度28分16秒5464 東経135度47分02秒6601の地点

- 基点5 北緯33度28分29秒6826 東経135度47分07秒2338の地点
- 基点6 北緯33度28分29秒3308 東経135度47分04秒4878の地点
- 基点7 北緯33度28分26秒3597 東経135度47分03秒4229の地点
- 基点8 北緯33度28分27秒0572 東経135度47分00秒5089の地点
- 基点9 北緯33度28分27秒8006 東経135度47分00秒7454の地点
- 基点10 北緯33度28分27秒9921 東経135度47分01秒9124の地点
- 基点11 北緯33度28分29秒9269 東経135度47分01秒3804の地点
- 基点12 北緯33度28分30秒1377 東経135度47分01秒1288の地点
- 基点13 北緯33度28分30秒4913 東経135度47分02秒8970の地点
- 基点14 北緯33度28分32秒1541 東経135度47分02秒4163の地点
- 基点15 北緯33度28分37秒5372 東経135度47分06秒8013の地点
- 基点16 北緯33度28分35秒6044 東経135度47分10秒2300の地点
- 基点17 北緯33度28分50秒2200 東経135度47分22秒7962の地点
- 基点18 北緯33度28分56秒0052 東経135度47分17秒5716の地点
- 基点19 北緯33度28分57秒7106 東経135度47分19秒9772の地点
- 基点20 北緯33度29分01秒8433 東経135度47分21秒5039の地点
- 基点21 北緯33度29分06秒2222 東経135度47分25秒1725の地点
- 基点22 北緯33度29分05秒8466 東経135度47分26秒4904の地点
- 基点23 北緯33度29分09秒2147 東経135度47分32秒4035の地点
- 基点24 北緯33度29分00秒0599 東経135度47分38秒7362の地点
- 基点25 北緯33度28分49秒2799 東経135度47分24秒9091の地点
- 基点26 北緯33度28分32秒9439 東経135度47分10秒8913の地点
- 基点27 北緯33度28分15秒6282 東経135度47分04秒9906の地点

(4) 指定区域

基点1から基点27までを順次結んだ線及び基点27と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

ただし、基点1と基点2との間及び基点1と基点27との間は申本漁港と接する線、基点23と基点24との間は橋杭漁港と接する線とする。

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第29号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
にさか吉伸印南町後援会	日裏勝己	会計責任者	脇谷宗男	古谷正信	令和2.6.25
岡本庄三後援会	岡本庄三	代表者	岡本庄三	依岡正憲	令和2.6.30
前田賢一後援会	西博之	会計責任者	前田良造	坂口旭	令和2.7.3

和歌山県農政連盟	次本圭吾	会計責任者	松平巖	谷口昌明	令和 2.7.1
----------	------	-------	-----	------	-------------

## 和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第十五支部	浦平美博	令和 2.6.8

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
柏木いくお後援会	吉田擴	令和 2.6.30
辻岡俊明後援会	辻岡秀志	令和 2.6.30
柏友会	仮家正弘	令和 2.6.30

## 和歌山県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年7月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
吉村そういちろう後援会	吉村聡一郎	吉村眞也	東牟婁郡串本町串本2137番地	令和 2.6.29

## 公 告

## 公 告

県が設置する和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県NPOサポートセンター



- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階
- (3) 規模等
- ア 床面積 214.43㎡
  - イ 施設 事務室、交流スペース、サークル活動室 各1か所
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
  - (2) 施設の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県NPOサポートセンター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県NPOサポートセンター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務
- 3 指定の予定期間
- 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 申請資格
- 申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。
- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
  - (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
  - (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
  - (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。
- なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。
- 5 失格事項
- 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。
- なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。
- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
  - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
  - (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
  - (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している

者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和2年7月31日（金）から同年8月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県環境生活部県民局県民生活課・県民活動団体室  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

### (2) 現地説明会

ア 日時 令和2年8月26日（水）午後1時30分から

イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階 会議室C

ウ 内容 募集要項及び仕様書の説明並びに現地見学

### (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 令和2年7月31日（金）から同年8月25日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和2年8月27日（木）から同年9月7日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和2年9月9日（水）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和2年9月10日（木）から同月28日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和2年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和3年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局県民生活課・県民活動団体室

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2053（直通）

ファクシミリ番号 073-433-1771

### 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和2年度 調達案件番号20200054886号

(2) 調達案件名

和歌山県立高等学校学習者用コンピュータ

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立高等学校学習者用コンピュータ 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和2年12月25日（金）

(6) 納入場所

和歌山県立高等学校 47か所（納入場所等一覧のとおり）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「情報処理用機器」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

#### (2) 期間

令和2年7月31日（金）から同年8月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

### 4 入札説明書を交付する場所及び期間

#### (1) 場所

3の（1）に同じ。

#### (2) 期間

3の（2）に同じ。

### 5 一般競争入札の場所及び日時等

#### (1) 一般競争入札の場所及び日時

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

##### イ 入札日時

令和2年8月21日（金）午前10時

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年8月20日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和2年8月20日（木）午前9時から同月21日（金）午前9時45分までに行うこと。

#### (2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

##### イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Purchase and Installation of computers for the Prefectural high school students : 1 set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 21 August 2020 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 20 August 2020)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

## 公 告

県が設置する県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和2年7月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 名称 ア 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛

イ 和歌山ビッグホエール

ウ 武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ

(2) 所在地 ア 和歌山市手平二丁目1番2号

イ 和歌山市手平二丁目1番1号

ウ 和歌山市手平二丁目1番1号

(3) 規模等

敷地面積 ア 31,528.00㎡

イ 54,089.91㎡

ウ 和歌山ビッグホエール面積に含む。

建築面積 ア 3,135.69㎡

イ 10,948.53㎡

ウ 5,051.56㎡

延床面積 ア 20,823.64㎡

イ 17,233.83㎡

ウ 8,037.01㎡

主な施設 ア ホール、展示ホール、会議室等

イ 大ホール、軽運動場、控室等

ウ メインアリーナ、サブアリーナ、武道場等

### 2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

### 3 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

### 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

(7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的

に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

#### 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

##### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和2年7月31日（金）から同年8月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 配布場所 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館7階

##### (2) 現地説明会

ア 日時 令和2年8月24日（月）午後2時

イ 場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階 802会議室  
和歌山市手平二丁目1番2号

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

##### (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法持参、郵送又はファクシミリ

##### (4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和2年8月25日（火）から同年9月7日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで



イ 回答日 令和2年9月14日（月）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和2年9月15日（火）から同月28日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで  
及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和2年11月下旬

(6) 指定管理者としての指定

令和3年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

電話番号 073-441-3690

ファクシミリ番号 073-423-1660